

www.alpajapan.org

Date 2010.2.5

No. 33 – 40

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

〒144-0043 東京都大田区羽田5-11-4 フェニックスビル TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274 E-mail:office30@alpajapan.org

IFALPA **の考える** MPL CHECK LIST

MPL 導入について考えるシリーズ 3

前回はIFALPA の考えるMPL の懸念事項についてお知らせしましたが、今回はIFALPA MPL CHECKLIST をご紹介します。IFALPA では MPL 導入の課題や IFALPA の考える懸念事項を、以下のように MPL CHECK LIST として取り上げており、MPL 導入にあたってはこれらを十分に考慮すべきとしております。

《MPL CHECK LIST の内容》

- □MPL Concept が現状では完全には理解されていないので、監督官庁・訓練機関・航空会社を教育する必要がある。
- □MPL Philosophy は新たに策定されたもので実績がない。そのため現行の乗員訓練方法の流用が随所に見られる。新しい MPL Philosophy が伝統的訓練による従来の安全レベルを満足し、適切なものであるという科学に立脚した分析が必要不可欠である。
- □The ICAO PANS-TRAINING document は不完全である。特に適切な Flight Training Devices(FTD) は航空機の操縦に関わる業務と認知能力の習熟度を測定するために必要であるので、より詳細なガイダンスが必要である
- □MPL 教官の資格について、明確に定義される必要がある。教官は訓練の全ての場面で MPL を効果的に訓練することができるよう、2 名以上の乗員による運航の資格を保有している必要がある。MPL は 2 名以上での運航に関することを熟知した乗員を養成することを目的としている。
- 口航空会社と訓練機関の明確な連携が必要である。これは MPL ライセンス所有者がライン運航するにあたり、安全性を担保することを確実にするために必要である。訓練における不足部分を是正し、MPL 訓練プログラムが安全性と運航品質を向上させる有効なものとなるよう、必要事項が Flight Training Organization (FTO=訓練機関) にフィードバックされる体勢を整える必要がある。またこの連携により航空会社の SOP(標準操作手順)が訓練当初から訓練に反映されるようにすべきである。
- □Competency 要件 については、データの収集と訓練機関に対するフィードバックについて明確に定義されていなければならない。Competency ベースの訓練をサポートするためのデータ収集にあたっては、訓練と査定の両方の場面で精度の高い評価基準を用いる必要がある。精度の高い評価基準を完全なものとするためには、MPL 訓練プログラムに携わる教官・評価者に対する訓練をこれまで以上に入念に行い、評価基準が一定のものとなるよう綿密な擦り合わせを行う必要がある。
- 口飛行時間の短縮について、MPL 制度は訓練飛行時間の短縮を可能にする。しかし実機による 飛行時間を短縮する場合は、ETOPS 導入がそうであったような段階的アプローチが必要である。
- □国の MPL Advisory boards を設立する必要がある。これは MPL プログラムの導入を監視し、ICAO 第1附属書 (Annex-1) と PANS-TRG documents への準拠が確実に行われることを目的とする。
- □国の MPL Advisory boards は各訓練生の訓練進捗・査定フライトの報告・定期審査の状況等に関する データを収集し、ICAO の要請があった場合にはこれらのデータを ICAO に報告しなければならない。

